

16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 □は閉庁日です。

**テレホンカード
花暦シリーズを発売**
☎ 振興公社事業第二課 35-0685

施設利用振興公社は、テレホンカード花暦シリーズ第9弾として「ヒマワリ」を7月10日から販売します。

販売枚数 450枚（1枚500円、50度数）

販売場所 富士市民センター、市立富士体育館、温水プール、ラ・ホール富士、陸上競技場



**リサイクルフェア
フリーマーケット参加者募集**
☎ 振興公社事業第二課 35-0685

環境保護のためにもみんなで楽しくリサイクル。家庭に不用品が余って困っている人、必要としている人に譲りませんか。

とき 8月6日(日) 雨天は13日(日) 10:00~15:00

ところ 中央公園

対象 市内在住・在勤の人（未成年者だけの場合と業者は不可）

対象商品 家庭にある不用品（衣類・雑貨など）でリサイクルが可能なもの、食品は不可

区画サイズ 2区×3区

募集区画 100区画 参加料 無料

*1区画2人以上で運営のこと

申し込み 申込書に必要事項を記入し7月9日~15日に陸上競技場へ（先着順）

*申込書は6月18日から富士市民センター、市立富士体育館、温水プール、ラ・ホール富士、陸上競技場で配付します

無料住宅相談
☎ 商工労政課 内線 2591

全建建築センターでは「あなたの住まいを快適に」をモットーに富士市住宅相談所を開設して10数年になります。新築、増改築からタイル・壁・雨漏りの補修工事に至るまで、家のことならなんでも相談に応じます。気軽にご相談ください。

とき 毎週第1~第3木曜日 9:00~15:00

ところ 市役所2階市民ロビー

建設業の経営事項審査
☎ 管財課 内線 2786

とき (8:50~15:00)

①8月24日(木)・・・平成6年10月~7年2月決算
②8月31日(木)・・・平成7年3月~4月決算
③10月5日(木)・・・平成7年5月~6月決算
④11月30日(木)・・・平成7年7月~8月決算
⑤12月15日(金)・・・平成7年9月決算

ところ 富士土木事務所

対象 ①法人、個人 ②~⑤法人

⑥この審査を受けないと、富士市の建設工事指名参加願は受け付けることができません。ご注意ください。

問い合わせ 静岡県土木部管理課建設業室許可係へ ☎054-221-3058

☆7月の納税☆

国民健康保険税 第1期
固定資産税 } 第2期
都市計画税 }

納期 7月15日~31日

**新(増・改)築家屋の
評価調査にご協力を**
☎ 資産税課 内線 2386

平成7年中に、新たに建築、増築、改築した建物は、平成8年度の固定資産税、都市計画税の課税対象になります。7月上旬から、資産税課職員が評価調査に伺いますのでご協力ください。なお、調査希望日があれば事前にお知らせください。

また、家屋を取り壊した場合は、必ずご連絡ください。（電話でも可）

●●市民れんらく版●●

★かんぽ健康教室 (14:30~16:00)

| 月日 | 種目 | 定員 |
|-------|------------|-----|
| 7月13日 | 太極拳 | 25人 |
| " 20日 | エアロビクス | 25人 |
| 8月3日 | 気功 | 25人 |
| " 10日 | ステップエアロビクス | 20人 |

ところ A1スポーツクラブ吉原
受講料 無料
申し込み 7月5日から電話で吉原郵便局へ（先着順）☎52-0902

★夏休み親子手話講習会

とき 7月26日(水)~28日(金)・31日(月)、8月1日(火) 10:00~12:00 計5回

ところ 保健女性センター
対象 小・中学生とその親
定員 50人（先着順）受講料 無料
申し込み 電話でボランティアセンターへ ☎64-7100

★ビジネス・時事川柳同好会員募集

とき 7月15日~ 毎月第3土曜日 15:00~17:00

ところ 富士公民館
問い合わせ 富士公民館 ☎63-5211

市営吉原団地(広見東本町)入居者募集 ☆各戸に物置、1台分の駐車場(使用料 月 2,000円)付き
申し込み ☎建設部管理課 内線2494

| 種別 | 戸数 | 構造 | 家賃(予定) | 敷金 |
|----|-----|----------|----------|------|
| 1種 | 18戸 | 鉄筋コンクリート | 4万5,500円 | 家賃の |
| 2種 | 24戸 | 3階建て | 3万1,000円 | 3ヵ月分 |

入居予定日 **9月1日**

受付 7月20日(木)~31日(月)

資格 ●親族2人以上で入居する人(9月に結婚予定の人も含む)
●市内在住または在勤の人 ●持ち家のない人 ●入居する人の収入が法の基準に該当する人 ●市税を滞納していない人

★収入基準 $\frac{\text{所得金額} - \text{本人を除く同居家族の数} \times 35\text{万円}}{12\text{ヵ月}}$
= 第1種11万5,000円~19万8,000円・第2種11万5,000円以下

●第1種



●第2種

